

報告第十三号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十七年六月二十三日

江戸川区長 多田正見

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額( 変更増減額 )	説 明
建 築 工 事	江戸川区立春江小学校改築 工事	関東・塚本建設共同企業 体 代表者 関東建設工業株式会 社東京支店 支店長 水上 隆年	25.6.24  (408 日間)	円  2,064,284,400	今回 27.2.20	円  2,090,431,200(26,146,800) (1.3%)	高さが 6 m を超える階段室等及 び面積が 200 m <sup>2</sup> を超える昇降口等 の天井を耐震性能の高い仕様に変 更したこと等による増
	江戸川区立松江第五中学校 改築工事	スターツCAM株式会社 代表取締役 直井 秀幸	25.6.24  (423 日間)	円  2,291,241,900	今回 27.2.9	円  2,303,661,900(12,420,000) (0.5%)	隣接する学校用地をグラウンド として使用するため拡張工事を行 ったこと及び高さが 6 m を超える 階段室等の天井を耐震性能の高い 仕様に変更したこと等による増
土 木 工 事	都市計画道路補助第 286 号 線(中央)街路整備工事(そ の 3)	澤建設株式会社 代表取締役 澤井 克夫	25.12.10  (307 日間)	円  216,910,050	今回 27.3.5	円  220,534,650(3,624,600) (1.7%)	賃金等の価格に著しい変動が生 じたため、江戸川区工事請負契約約 款第 20 条第 7 項(インフレスライ ド条項)に基づき変更したこと等 による増及び車道舗装の一部を仮舗 装としたことによる減
	都市計画道路補助第 286 号 線(中央)街路整備工事(そ の 4)	星見建設株式会社 代表取締役 星見 幸治	25.12.10  (302 日間)	円  235,977,000	今回 27.3.5	円  245,487,480(9,510,480) (4.0%)	賃金等の価格に著しい変動が生 じたため、江戸川区工事請負契約約 款第 20 条第 7 項(インフレスライ ド条項)に基づき変更したこと及び 下水道取付管の閉塞方法を変更し たこと等による増

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
土 木 工 事	仮称新田中央公園新設工事 (その1)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	26.7.2  (170日間)	円  268,380,000	今回 27.2.12	円  287,984,160(19,604,160) (7.3%)	地域防災訓練等の会場としての機能を確保するため、園路のアスファルト舗装の範囲を拡幅したこと等による増